

令和8年度富山県会計年度任用職員（校務助手業務）募集案内

令和8年3月3日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職名	採用予定人員	職務内容	配属先
校務助手	2名	校舎内外の環境整備、校外使達・連絡、施設設備の修繕業務 その他所属長が定める業務	高岡商業高校

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試験日	試験会場	内容
面接試験	＜高岡商業高校＞ ※日時は申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

(2) 合格発表

面接試験を実施し、申込者に電話連絡で通知します。

5 勤務条件（予定）

(1) 勤務時間等

- ・ 勤務日 月曜日から金曜日のうち週4日（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）
- ・ 勤務時間 8：30～17：00（1日7時間45分勤務）
- ・ 休憩時間 12：15～13：00

※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を土日祝日に変更する場合があります。

(2) 報酬 時間額 1,231円～1,309円

(3) 諸手当 期末手当・勤勉手当

(4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。

(5) 社会保険等 厚生年金保険、公立学校共済組合（短期給付・福祉事業）、雇用保険、労災保険に加入します。

(6) 休暇

- ・ 年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合10日付与
- ・ 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒933-8510 高岡市横田 286 番地 富山県立高岡商業高等学校 担当 開発(TEL 0766-21-4319)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（校務助手業務）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県立高岡商業高等学校事務室に提出してください。

ア 履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの） 1通

(3) 受付期間

令和8年3月3日（火）～決定次第終了します。

・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）
- (3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。

令和8年度富山県会計年度任用職員（業務補助 職員室）募集案内

令和8年3月3日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職名	採用予定人員	職務内容	配属先
業務補助 (職員室)	1名	教材その他の印刷業務、教職員の事務補助、職員室等の清掃業務 その他所属長が定める業務	高岡商業高校

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試験日	試験会場	内容
面接試験	<高岡商業高校> ※日時は申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

(2) 合格発表

面接試験を実施し、申込者に電話連絡で通知します。

5 勤務条件（予定）

(1) 勤務時間等

- 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）
 - 勤務時間 9:00～14:15（1日4時間30分勤務）
 - 休憩時間 12:15～13:00
 - 勤務期間 年間200日程度（長期休業日は勤務日がない場合もあります。）
- ※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を土日祝日に変更する場合があります。

(2) 報酬 時間額 1,203円

(3) 諸手当 期末手当・勤勉手当

(4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。

(5) 社会保険等 厚生年金保険、公立学校共済組合（短期給付・福祉事業）、雇用保険、労災保険に加入します。

(6) 休暇

- 年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合10日付与
- 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒933-8510 高岡市横田 286 番地 富山県立高岡商業高等学校 担当 開発(TEL 0766-21-4319)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（業務補助員 職員室）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県立高岡商業高等学校事務室に提出してください。

ア 履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの） 1通

(3) 受付期間

令和8年3月3日（火）～決定次第終了します。

・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）
- (3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。

令和8年度富山県会計年度任用職員（業務補助 障害者枠）募集案内

令和8年3月3日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職名	採用予定人員	職務内容	配属先
業務補助 (障害者枠)	1名	学校内外の環境整備に関する事、施設設備の保全に関する事 その他所属長が定める業務	高岡商業高校

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

	試験日	試験会場	内容
面接試験	<高岡商業高校> ※日時は申込者に別途連絡します。		主として人柄等についての個別面接

(2) 合格発表

面接試験を実施し、申込者に電話連絡で通知します。

5 勤務条件（予定）

(1) 勤務時間等

・ 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）

・ 勤務時間 9：15～16：00（1日6時間勤務）

・ 休憩時間 12：15～13：00

※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を土日祝日に変更する場合があります。

(2) 報酬 時間額 1,203円

(3) 諸手当 期末手当・勤勉手当

(4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。

(5) 社会保険等 厚生年金保険、公立学校共済組合（短期給付・福祉事業）、雇用保険、労災保険に加入します。

(6) 休暇

・ 年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合10日付与

・ 特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒933-8510 高岡市横田 286 番地 富山県立高岡商業高等学校 担当 開発(TEL 0766-21-4319)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（業務補助 障害者枠）申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県立高岡商業高等学校事務室に提出してください。

ア 履歴書（市販のJIS規格の様式で、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの） 1通

(3) 受付期間

令和8年3月3日（火）～決定次第終了します。

・持参される場合の受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

7 その他

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）
- (3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和8年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。